

岐阜県公報

第千九百三十七号
平成二十年四月十一日

(金曜日)

目次

告示

医療扶助のための医療担当機関の指定

指定医療機関の廃止の届出

生活保護法に基づく介護扶助を担当させる機関の指定

生活保護法に基づく指定介護機関の廃止の届出

医療扶助のための施術担当機関の指定

指定施術機関の所在地変更の届出

保安林の指定予定

公示

鳥獣保護区等指定に関する公聴会の開催

基本測量の終了

土地改良区役員就任

(地域福祉国保課) 二六九

(同) 二七〇

(同) 二七〇

(同) 二七二

(同) 二七二

(同) 二七二

(可茂農林事務所) 二七三

(地球環境課) 二七三

(用地課) 二七四

(可茂農林事務所) 二七四

告示

岐阜県告示第二百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

平成二十年四月十一日

岐阜県知事 古田 肇

名称	開設者	所在地	指定年月日
五井クリニック	医療法人成仁会	美濃市二二八二番地	平成一九六一
南可児歯科	三原学	可児市下切青木二二三八三	平成二〇一一
かとう薬局	株式会社ブラザかとう	各務原市鷺沼東町六七九	同
大井リハビリテーションセンター	太田進	恵那市大井町一〇〇二四	平成二〇一一
佐藤歯科	佐藤武男	大垣市林町五一八	同 二一九
晃栄薬局	株式会社晃栄	多治見市光ヶ丘二一五四一	同 三一
キマタ薬局	株式会社キマタ薬局	瑞浪市上平町四九二	同 三一
株式会社スギ薬局 島正木店	株式会社スギ薬局	羽島市正木町大字曲利一〇六八番地	同

たんぼば薬局羽島店
株式会社
羽島市新生町三二六四
平成二〇・三三

スギヤマ調剤薬局羽島市民病院前店
株式会社スギヤマ調剤薬局
羽島市竹鼻町狐六字東百石三四二四一
同

岐阜県告示第二百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十年四月十一日

岐阜県知事 古田 肇

名 五井病院 医療法人成仁会 美濃市二二八二番地 平成二〇・五三
南 可児歯科 三原 学 可児市下切青木三八二七 同 三・三
かとう薬局 株式会社ブラザ 各務原市鵜沼東町六七 同

居宅介護事業者等の名称
居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地
サービスの種類
指定居宅介護事業所等の名称
指定居宅介護事業所等の所在地
指定年月日

阿部 馨 三 土岐市土岐津町土岐口 九三三 一 居宅療養管理指導 阿部 齒科 医院 土岐市土岐津町土岐口 九三三 一 平成一九・二二・一

太田 進 進 名古屋市長東区よもぎ 台三二一〇一八 訪問リハビリテーション ショーン 大井リハビリテーション ショーク 恵那市大井町字神徳一 〇〇二四 平成二〇・二・一

太田 進 進 名古屋市長東区よもぎ 台三二一〇一八 訪問リハビリテーション ショーン 大井リハビリテーション ショーク 恵那市大井町字神徳一 〇〇二四 同

有限会社 あい 各務原市蘇原新生町三一三 居宅介護支援事業 株式会社クロバー八剣支店 各務原市蘇原新生町三一三 同

株式会社C・lover 岐阜市津島町四一 訪問介護 株式会社クロバー八剣支店 羽島郡岐南町八剣二一 同

大井リハビリテーション ショーク 水島 睦 枝 恵那市大井町二〇〇二 平成二〇・一・三
窪田 医院 窪田 鋭 郎 中津川市坂下一六〇一 同 二・七
佐藤 齒科 佐藤 武 男 大垣市高屋町一 二四 同 二・八
有限会社みたけ薬局 有限会社みたけ薬局 可児郡御嵩町御嵩一四二 七 同 二・一三
アサヒ薬局ユースト 浅野 弘 安八郡安八町大字大明神 字宮裏一八七一 同 三・二〇

岐阜県告示第二百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第二項の規定により、介護扶助を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の二第二項の規定により告示する。

平成二十年四月十一日

岐阜県知事 古田 肇

指定居宅介護事業者等の名称
指定居宅介護事業所等の所在地
指定年月日

阿部 齒科 医院 土岐市土岐津町土岐口 九三三 一 平成一九・二二・一

大井リハビリテーション ショーク 恵那市大井町字神徳一 〇〇二四 平成二〇・二・一

大井リハビリテーション ショーク 恵那市大井町字神徳一 〇〇二四 同

あい居宅介護支援事業所 各務原市蘇原新生町三一三 同

株式会社クロバー八剣支店 羽島郡岐南町八剣二一 同

株式会社C・lover	岐阜市津島町四 一	介護予防 訪問介護	株式会社クローバー八剣支店	羽島郡岐南町八剣二 一三	同
有限会社養老メディアカルサービス	養老郡養老町押越六九 三	介護予防 通所介護	山口デイサービスセンター	養老郡養老町押越六九 二	同
合資会社イング	岐阜市上土居七四九 一	福祉用具 貸与	合資会社イング岐南営業所	羽島郡岐南町三宅三 一五〇	平成二〇・二・一〇
合資会社イング	岐阜市上土居七四九 一	特定福祉 用具販売	合資会社イング岐南営業所	羽島郡岐南町三宅三 一五〇	同
合資会社イング	岐阜市上土居七四九 一	介護予防 福祉用具 貸与	合資会社イング岐南営業所	羽島郡岐南町三宅三 一五〇	同
合資会社イング	岐阜市上土居七四九 一	特定介護 予防福祉 用具販売	合資会社イング岐南営業所	羽島郡岐南町三宅三 一五〇	同
株式会社フアークコス	東京都千代田区神田練 堀町六八番地	介護予防 居宅療養 管理指導	ひばり薬局	不破郡垂井町李録二二 一〇四五	同
有限会社訪問介護みのり	羽島郡岐南町上印食四 二二	訪問介護	みのり介護サービス	羽島郡岐南町上印食四 二二	平成二〇・二・二七
有限会社訪問介護みのり	羽島郡岐南町上印食四 二二	介護予防 訪問介護	みのり介護サービス	羽島郡岐南町上印食四 二二	同
株式会社三城ケアサービス	大垣市中ノ江二 二	通所介護	株式会社三城ケアサービス デイサービス歩み	大垣市中ノ江二 二 二	平成二〇・三・一
株式会社三城ケアサービス	大垣市中ノ江二 二	介護予防 通所介護	株式会社三城ケアサービス デイサービス歩み	大垣市中ノ江二 二 二	同
有限会社ワオン	羽島市上中町中五二二 番地	通所介護	デイサービスわおん功德庵	羽島市竹鼻町駒塚四 八八〇	平成二〇・三・一四
有限会社ワオン	羽島市上中町中五二二 番地	介護予防 通所介護	デイサービスわおん功德庵	羽島市竹鼻町駒塚四 八八〇	同
たんぼば薬局株式会社	岐阜市若宮町九 一六	居宅療養 管理指導	たんぼば薬局羽島店	羽島市新生町三 二六 四	同
たんぼば薬局株式会社	岐阜市若宮町九 一六	介護予防 居宅療養 管理指導	たんぼば薬局羽島店	羽島市新生町三 二六 四	同
有限会社ノウヒ	海津市南濃町太田六八 六二	通所介護	デイサービスよもぎ	海津市南濃町太田字明 代六八一番地	同

有限会社ノウヒ
六二
海津市南濃町太田六八
介護予防
通所介護

デイサービスよもぎ
代六八一番地
海津市南濃町太田字明
同

岐阜県告示第二百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨届

出があったので、同法第五十五条の二第二項の規定により告示する。
平成二十年四月十一日
岐阜県知事 古田 肇

居室介護事業者等の名称
たる事務所の所在地

指定居室介護事業所等の
の所在地

廃止年月日

水島 睦 枝
三
多治見市前畑町一 二

訪問リハビリテーション
大井リハビリテーション
四
恵那市大井町一〇〇二

平成二〇・一・三一

水島 睦 枝
三
多治見市前畑町一 二

介護予防
訪問リハビリテーション
大井リハビリテーション
四
恵那市大井町一〇〇二

同

岐阜県告示第二百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施設を担当させる機関として次のものを指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

岐阜県告示第二百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により次の指定施設機関から当該施設機関の所在地を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の二の規定により告示する。
平成二十年四月十一日

岐阜県知事 古田 肇

平成二十年四月十一日

岐阜県知事 古田 肇

名 称 開設者 所在地 指定年月日
長谷川鍼灸院 長谷川 吾朗 本巣郡北方町曲路一 一 平成二〇・三・三五

名 称 開設者 所在地 変更年月日
鍼灸マッサージ栄治 野村 文子 新 下呂市森九三八 一 平成二〇・三・一
鍼灸マッサージ 村田 幸陽 旧 下呂市幸田一一七〇 一
村田鍼灸マッサージ 村田 幸陽 新 大垣市東前一四三 一
旧 大垣市安井町二 一 同 一・四

岐阜県告示第三百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第二項の規定により告示する。

平成二十年四月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡白川町河岐字梅ヶ洞一〇八三、一〇八四の一

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐とする。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県可茂農林事務所及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第二項の規定により告示する。

平成二十年四月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡東白川村神土字野々尻二六五六の一

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐とする。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県可茂農林事務所及び東白川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

鳥獣保護区等指定に関する公聴会の開催

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第六項の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、岐阜県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成十五年岐阜県規則第四十三号）第一条第一項の規定により公示する。

平成二十年四月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

日 時	場 場	所 所	案 案	件 件
平成二十年五月九日（金）午後二時	多治見市上野町五	六八一	喜多緑地公園鳥獣保護区（多治見市地内、面積一九ヘクタール、存続期間十年）の指定に	
	東濃西部総合庁舎			

ついて

基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十年四月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（一万分一地形図修正作業）

三 作業期間

平成十九年六月十五日から

同二十年三月二十日まで

四 作業地域

岐阜市、羽島市、各務原市、瑞穂市、羽島郡岐南町及び笠松町並びに本巢郡北方町

土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の
とおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により
公示する。

平成二十年四月十一日

岐阜県知事 古田 肇

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住居	住所

富加町木
川右岸
用水土地
改良区

平成
二〇・三・二六

理事 瀧戸 義之
加茂郡富加町高畑
二七五番地
監事 井戸 務同
羽生 五〇四番地四

平成二十年四月十一日印刷
平成二十年四月十一日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一
発行所 岐阜県岐阜市

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三
定価 一か年 四八、〇〇〇円（送料共）（消費税二、二八六円を含む）